

委員会会議録

平成24年3月7日開催

建設水道常任委員会（付託）

建設水道常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成24年3月7日(水) 午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 松元 深 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	下拂 勉 君
建設政策課政策G長	田實 一幸 君	土木課長	馬場 義光 君
土木課主幹	久徳 重喜 君	管理グループ主事	中村 和仁 君
建築住宅課長	矢野 昌幸 君	建築住宅課長補佐	古城 敦雄 君
住宅グループ長	松田 祥一 君	住宅収納グループ長	田上 哲夫 君
住宅グループ主任主事	竹内 和義 君	都市整備課長	川東 千尋 君
都市計画グループ長	池之上 淳 君	都市計画グループ主査	笛田 純一 君

水道部長	馬場 勝芳 君	管理課長	岩下 剛 君
水道政策グループ長	浮邊 文弘 君	水道課長	山下 晃 君
水道課主幹	馬場 孝誠 君	施設グループ長	山元 健次 君

総務部長	山口 剛 君	税務課長	満留 寛 君
税務課主幹	谷口 信一 君		

陳述人	岩元 晃一 君	陳述人	山下 初男 君
陳述人	東郷 護寛 君	陳述人	福丸 弘人 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第6号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第7号 霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 8 号 霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

議案第 13 号 市道路線の認定について

議案第 77 号 霧島市景観条例の制定について

陳情第 3 号 都市計画区域指定（溝辺地区）に反対する陳情書

8 本委員会の概要は次のとおりである。

【開会 午前 9 時 00 分】

委員長 池田 綱雄 君

それでは定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会します。ここでお諮りいたします。傍聴を希望される方がいらっしゃいますか。

（「はい」との声あり）それでは入ってください。本日は 2 月 27 日の本会議で当委員会に付託されました 5 案件及び継続審査となっております。1 案件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」との声あり）ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。それでは陳情第 3 号都市計画区域指定（溝辺地区）に反対する陳情書を議題とします。陳述人の説明をお願いします。

陳述人 山下 初男 君

急に言われてはしたけれども、陳情の主旨としましては、もう溝辺地区には都市計画指定は必要でないというふうに考えて陳情しました。その理由として、2 番目に陳情の本文とありますように、都市計画区域というのは、自然的、社会的条件並びに人口土地利用、交通利用の現況等の推移、そういうようなのを勘案して、そして決めるべきであるというわけですが、溝辺の場合の自然的条件としましては、この地域はホテルや小魚の生息する地域で、そして棚田とか彼岸花などの景観のいい田んぼや山林の地域であるわけです。そしてまたこの地域は、天降川の主流を中心にして、田んぼが両脇にほんの少しあって、そしてその周りは山になっているわけです。このような山間の土地であります。こういう土地に必要なかどうかということですね。それから社会的条件としては、後でもちょっと説明はしますが、高齢化や過疎化が進みつつある地域であります。そしてまた、若年層は都市部への移動、定住が急激に進んでいる状況、こういう社会的条件、それではこの社会的条件をちょっと説明したいと思いますので、裏を見てください。裏の人口高齢化一覧表というのがありますが、ちょっとこういう公の席で私の確認不足でちょっと誤ったところがありましたので、まず訂正からさせていただきます。高齢化率の都市計画区域と書いてあって、7 自治公民館と書いてある 23 年度のところを見てください。これは 18.92%ですけど、下のほうに 109 から 607 人と書いてあります。これは私の確認不足で訂正をお願いします。4.43% から 32.62% というふうになっております。それでは、これでちょっと説明を試みます。これは人口と高齢化率を社会的条件として皆さんに具体的に知って欲しい

と書いてあります。有川・竹子地域と書いてある、これがこれから指定されようとする地域です。12自治公民館あります。それから、現在都市計画を今、第一工区ですかね、としてやっているところが7自治公民館あります。それらの人口を比較してみました。比較というよりかは、現在指定をしようとしているところが人口がどのくらい21年から23年の間に減ったかということです。168人減っております。そして、現在の都市計画を進めているところは50人です。このように溝辺の場合は168人というと、小さな自治公民館一つの人口にあたります。それから高齢化率です。高齢化率は有川地区、そういうようなところが30.34%、23年度が33.83%で増減は3.49です。ちなみに溝辺町の高齢化率の平均は21年度が22.05%です。23年度が22.61%、このようなふうに今から指定しようとする地域は人口も減ってくるし、高齢化率も高まってくる地域であります。こういう地域に本当に都市計画を敷くのが妥当だろうかということでもあります。それでは、次は(3)の土地利用について話をしてみます。土地利用は水田や畑については、もう既に基盤整備がほぼ完了している状況であるわけですから。こういうところに都市計画を敷いて、また新たにというのもどうかと思います。山林についても同じように治山、治水工事等によって保安林に指定されている地域でもあります。それから4番目を説明しておきます。現在、都市計画区域指定によって、こういう指定をされると、土地開発や建築確認等の規制が強化されると。大きさに言いますと、車庫1つ造るのに確認申請を受けないといけないと。そして車庫という名前であれば天井を付けないといけないと。物置とすれば許可が出るけど、車庫とすれば天井も付けないといけないと、こういう規制が都市計画のあれを敷きますと、強化されるということになります。それから、区域内の土地建物に対しては、都市計画税が現在は溝辺の場合はしてありませんけれども、都市計画税が定められて住民にとって大きな負担になるということです。これをまた裏のほうのあれで、具体的な例で説明してみたいと思います。固定資産税は1.4%、都市計画税は0.2%と、このようなふうになっておりますが、0.2%といえば何か少ないような気がするわけです。ですが、私の固定資産税を払っている一部を四捨五入しまして言っております。家屋が占用住宅で、もう平米で言うよりかは皆さんも坪のほうが分かりやすいだろうと思っております。40坪です。そして評価額からずっと進めていきます。40坪で評価額が200万、まあ198万くらいですが、一応200万としてやっております。そして、固定資産税が2万8,000円、都市計画税が4,000円と、もう合計は言いませんので。それから車庫と物置を兼用したのが13坪あります。これが評価額が14万、13万7,000円くらいです。それが固定資産税が1,960円、都市計画税が280円、それから土地を、宅地が8畝、240坪あります。これが250万の評価額で、固定資産税の課税額は59万3,000円でしたけれども、もう50万円で計算がしやすいようにしてあります。そうしますと、固定資産税が7,000円、都市計画税が1,000円と、こういうふうになりまして、そして都市計画税だけ拾い上げてみますと、5,280円、私のこれだけの土地と家屋に

付くわけです。5,280 円を1年間に払うんだから大したことは無いと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、年金生活をする方、そういうような方々がずっと孫の代まで支払われるわけですね。そういうことから考えると必要でないということです。それから(5)のところでは、既に麓第一土地区画整理事業の現状を見ても、今のところはまだ済んでいませんので、畑の分は畑のままで、山の分は山のままで固定資産税はかかっています。しかし、この計画が終われば、宅地は宅地としてやれる。で、現在でも何も植えていなかったところは宅地とみなされて固定資産税がかかるものですから、慌てて宅地、その空き地に果樹を植えたり、みかんを植えますね。真似事的に植えたり、野菜をやって菜園畑としたりと、そういう状況になっているわけです。それで、今のこの溝辺の場合は、そういう地域になっているわけです。そういうところにあえて都市計画を指定してやるよりかは、もう景観のいい、そして老人という言葉が悪いですが、その人たちが楽しく生活ができるようにして欲しいと思います。また一つ言い忘れておりましたけれども、現在都市計画区域に指定されている石峰地区はまだ区画整理をする場所に指定されていないわけです。ところがその近くの道路は狭くて、通学道路なんですけれども、広げようと陳情しても、都市計画区域に指定されているからまだ待ってくれと、ようやく今陳情しまして計画を策定するという予算がちょっと付いただけで、そういう状況で都市計画区域になるとどんどん難しくなるようになっております。ですので、溝辺町にはもう都市計画区域指定は相応しくないということで私の陳情を、ちょっと長くなりましたけれども終わらせてください。

陳述人 東郷 護寛 君

ただ今の陳情の本文、かれこれ説明がありましたけれども、私たちこういった団体が昨年の8月29日、第1回目の説明を本庁のほうから来て説明をいただきました。そして年が明けまして1月19日に自治公民館連絡協議会、地域審議委員会、それと大字、役員3団体を合同で一応説明を受けたわけですが、その中で都市計画区域指定について、市側からの計画についての計画が示されなかったというようなことです。それとあとメリット、デメリットについても昨年の8月29日と次回の説明会の際にはちゃんとした説明ができるように開示せよというようなことを要望しておりましたが、それもされなかったというようなことです。それで最終的には計画指定、都市計画に指定するにあたって、今後どういった方向でどの地域をどのような開発をするんだよということが全然計画が上がってこない、そういった計画もされていない都市計画指定については賛成するわけにはいかんというようなことでございまして、そして霧島市全体を区域指定にする計画性もない中で指定すること自体が増税あり気じゃないかというようなことで、私たち溝辺町のこういった3団体につきましては、これについては断固反対というようなことで申し合わせをしたところでございます。

陳述人 岩元 晃一 君

補足して説明しますが、この8月の霧島市のホームページの中で都市計画網を張る溝辺町に、だから意見のある人は8月中に言ってくださいということが流れてまいりまして、その節担当課に聞きましたら、はあ、そうですよと、うちの総合支所に聞きましたら知らないというわけですね。総合支所長も知らずにこういう計画が進むのかと言えば、知らないと。そこで8月中に会をしまして、次12月にお願いしまして2回目をする予定でございましたが、1月に延ばしまして、うちの総合支所のほうから会議の中のご案内しても2回しまして、忙しいから出て来れないと。そしてもう私が直接電話をしまして、税の関係と都市計画課長をお願いしまして12月26日に日程が決まりまして、1月19日に会をしました。その中でついですが、今の流れで説明しますと、うちの地域審議会の皆さん、自公連の22名の館長さん、それと大字の会長さん、4名据えましての席の中で、説明の中このような人たちに説明をするよりも町民に説明するのが大事だという課長の話でございまして、ストップをかけた、このような人たちというのはどのような人かと言ったら、私の言い方が悪かったとお詫びはしましたけれども、そういった中で会をお願いしても、支所のほうから言っても日程を作ってくれない、適当な説明をお願いしてもしない、こういったことも今までの経緯として補足説明しておきます。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。陳述人の説明が終わりました。これより陳情第3号について陳述人への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

ただ今説明をいただいたわけなんです、冒頭に山下様の陳述の中で、溝辺町にもう指定は必要でないという発言をされていらっしゃるんですが、現在指定されている区域はご存知ですよ。溝辺町時代から指定されている、これを含めて指定は必要でないという考えの下発言されたのか、その辺をお聞かせください。

陳述人 山下 初男 君

改めて新しいところに必要はないと考えてください。

委員 厚地 覺 君

この陳情書の中で、3番目に基盤整備率がほぼ完了している状況であると書いてありますけれども、上の文言で趣旨の要旨の中で農業振興地域として計画すべきでありますとありますけれども、これはもうすべて農業振興地域に入っているんじゃないんですか。どうなんですか。

陳述人 東郷 護寛 君

今の厚地さんのほうからありましたこれについては、今現在土地の状況は把握をされていると思いますが、今現在、有川、総合支所の周辺、あれも今年水田の方が基盤整備、来年までかかってやります。それがあとヤンマーのあります瀬竹自治公民館内の畑地のほうはもう完全に終わっているということです。それとあと竹子のほうも

祝儀園から先は今一昨年ですか、基盤整備のほうも終わったわけですが、また上の金山道路のほうも土地改良で畑のほうも終わっております。それとあと改良するも残るところがご承知の通り、国道あるいは県道に面した斜面の傾斜地の住宅がへばりついている、そこら辺だけの一応改良ということになろうかと思うんですよ。ですから、今ありましたように溝辺町そのものが過去から農業を主体とした、栄えてきた町であります。そういう中で他の地域に負けないような財政を築いてきて、立派な溝辺町で築き上げてきたところでもあります。ですので、私たちこういった団体はそういった都市の計画よりも畑層、畑ですね、霧島市の食料基地としての位置付けで措置、農振のほう進めていただけたらありがたいなと考えているところです。また、先般の市長に対しても、上場が溝辺、横川、牧園あたりを霧島市の食糧基地としての振興そのものは考えられないのかと。また下場の方は、住宅が黙っていてもこう人口が増えていくというようなことで思っておりますが、ですからそこ辺の大まかな、下場は住宅街、上場はそういった食糧基地の場所として位置づけた農政の展開をしていただけたらありがたいと考えております。

委員 宮内 博 君

陳情書の中に5項目入っているんですけども、本文の中にですね。それで、1から3のところというのは、いわゆる新しく都市計画地域として指定をされようとしている竹子を含む、そういう地域のことを指していらっしゃるんじゃないのかなと思いますけれども、まずその点の確認が第1点です。それから先ほど岡村議員のほうからの質問の中で、現に指定をされている都市計画区域というのが存在するわけですが、そのところも含めてということではないというお話でしたよね、先ほどの山下さんの回答ではですね。それで、お聞きしたいのは5番目のところの⑤に書いてあるところは、麓第1地区の区画整理の関係の部分であろうと思いますけれども、陳情書の中にそういう部分まで含まれているんですが、そのところをもう少しご説明いただけませんか。

陳述人 山下 初男 君

5番目の分は現在進行されているところです。これはそのまま指定から外せというわけではございませんので。もう今これから指定しようとするところ、竹子地域、有川地域、それについてのみですから、そのつもりで確認しておってくださいますか。

委員 宮内 博 君

確かに合併をして溝辺の場合は、例えば国民健康保険税の件につきましても、旧1市6町の中で負担が少なかったところですよ。それが1.5倍くらいに平均的にはなったんじゃないのかなと思いますけれども、そういう負担が既になされているというようなこともありますので、恐らくその、先ほど説明会の時などにもそういう話も相当出たんじゃないのかなと思いますけれども、いわゆる竹子地域を新たに指定することでの執行部からの、市当局からの具体的な説明というのは、非常に乏しかった

たと受け止めましたけれども、先ほどの話を聞いて。そういうことだったんですか。現実には最後のところで増税、いわゆる負担ありきの計画だけじゃないのかと、そういう結論にいたったということで確認をしてよろしいですか。

陳述人 岩元 晃一 君

そのようでいいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかに質疑はありませんか。（「なし」との声あり）ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。委員の皆さまはそのままお待ちください。

【休憩 午前9時25分】

【休憩 午前9時33分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。引き続き陳情第3号を議題とします。執行部の見解の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

陳情3号都市計画区域指定（溝辺地区）に反対する陳情書について、ご説明申し上げます。都市計画区域につきましては、合併前に旧霧島町を除く、旧市町ごとに指定されておりましたが、1市で1つの都市計画区域として、再編し指定しようとするものであります。そのため、平成20年3月に策定しました「第一次霧島市総合計画」や、平成22年3月に策定しました「霧島市都市計画マスタープラン」などの上位計画の内容を踏まえ、平成21年度から2箇年にかけて、業務委託を締結して、霧島都市計画区域の指定（案）の作成を行ったところであります。なお、都市計画区域の指定につきましては、市で作成した（案）を基に、県で行うこととなっているところであります。詳細につきましては、担当課長がご説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

都市整備課長 川東 千尋 君

今お配りいたしました2枚の資料につきまして若干説明させていただきます。1枚のほうの市の全域図はこれは昨年全協でもお配りした資料ですが、広く市の全体に渡って都市計画区域を表示しております。黄色く黒の縁取りで黄色く全部縁が囲っているのが現在の都市計画区域です。赤色く囲ってありますのが今回新たに拡大しようとする区域でございます。大きく左のうほうから溝辺地域、それから真ん中の狭い区域ですが牧園隼人地域の妙見のあたり。それから一番右が今都市計画区域が無い霧島地域ということで、この3つを大きく今回拡大をしようというところでございます。それからもう1枚の方は、今回陳情の出されております溝辺地域につきましての拡大図でございますが、詳細が入っておりますので非常にみにくい図面になっておりますが、右側の下の方から上の方にはずっとはして、点線で太い青色の線、これが高速道路、九州自動車道でございます。それから都市計画区域は先ほど言いました溝辺地域につ

きまして、赤い線でずっと囲ってございます。この九州自動車道を境に左側のほうにずっと囲ってあります。この真ん中をちょうど上下に緑の線を通っておりますのが県道、それから左斜めにちょうどこの図面を斜めにはしっております紫色が国道の504号というような位置づけになります。ちょうど真ん中辺りに溝辺総合支所が小さな赤い丸印で示してございます。以上の資料に基づきまして私のほうから説明いたします。今回、陳情のありました溝辺地域を含めまして、都市計画区域を拡大しようとするに至った経緯といたしましては、国・県の運用指針に基づき、「土地利用の状況及び見通し」や「地形等の自然的条件」などの観点から総合的に検討を行ったことによるものでございます。これらの内容を踏まえての陳情に対する見解ということでございますが、陳情の本文の1点目から3点目までは関連がありますので、まとめてご説明いたします。まず、今回都市計画区域を拡大しようとする地域が、「自然的条件として高低差の大きい山間の土地で自然豊かな地域であり、また農地等の基盤整備が整っている」との記述ですが、鹿児島県の都市計画運用指針では、山間部の地域におきましても自然環境等を保全する必要がある区域については都市計画区域に含めることとされており、今回の区域につきましても、無秩序な開発等から自然環境や生活環境を保全する必要があるものと考えております。また、「高齢化や過疎化が進みつつある地域である」とのことですが、この地域は、既存の国道504号、そして県道伊集院蒲生溝辺線の新たな整備等により、今後、交通の利便性が向上し、小規模開発の進行等、新たな土地利用ニーズが生じる可能性を有する区域であると考えられます。高齢化や過疎化は見られるものの、既成の市街地や集落が形成されているこのような地域においては、将来にわたって土地利用の変化に伴う様々な問題に対処するためにも都市計画区域の指定は必要であると考えられます。次に4点目の「土地開発や建築確認等の規制」につきまして、都市計画区域に指定されますと、建築確認が必要となりますが、その結果として、道路幅の確保により緊急車両等の進入を容易にし、市民の生命財産を守ることに寄与するとともに、公共敷地や建築敷地に必要な空地があることで、火災時の延焼の防止や騒音の軽減、また、日照、採光、通風の確保など、地域環境の保全を図る上で、様々な利点があるということ、陳情者の方々にも、これまでご説明させていただいているところでございます。なお、都市計画税につきましては、これまで関係課を交えて検討を重ねてまいりましたが、今回、都市計画区域を拡大しようとする区域が、都市計画事業を導入して積極的に整備を行う計画のない区域であることから、今回、新たに都市計画区域指定の対象としている区域は、都市計画税の課税区域から除外する予定といたしております。次に5点目の麓第一土地区画整理事業につきましては、事業施行前の地区内は、その大半が山林と畑であり、道路や排水などの整備が立ち遅れた状況にありましたので、同地区について都市計画道路をはじめとして公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることにより、空港前の住宅地として、安心、安全な市街地を形成することを目的として事業を進めており、近年は住宅

やアパートが新築され、人口も増加傾向にあり、同事業の成果が上がっております。今回拡大しようとしている都市計画区域は、これまでに策定された総合計画や都市計画マスタープラン等に沿って検討されてきたものであり、特に、溝辺総合支所周辺に関しましては、「第一次霧島市総合計画」の策定に際し、地域審議会から提言を受けた「溝辺地区地域計画」の中で、「溝辺地区の中心地としての総合支所周辺の活性化」として将来への基本方針にも明記されており、「霧島市都市計画マスタープラン」においても、各総合支所周辺を「地域拠点」と位置付け、拠点性の維持・向上を図ることといたしております。都市計画区域の指定は、上位計画や、様々な調査資料を基に検討し、鹿児島県や国等の関連機関との十分な協議を必要とすることから相当の期間を要するものであり、今後において都市計画区域指定の必要が生じたとしても、即時に指定できるものではないかと考えております。市といたしましては、合併からこれまでの経過を踏まえ、今回拡大をしようとする区域の良好な自然環境の維持や保全を進めつつ、地域の活力を向上するための適正な土地利用を誘導するために、今回の都市計画区域の指定について、市議会をはじめ、関係住民の方々にもご理解とご協力をいただきたいと考えております。

委員長 池田 綱雄 君

これより陳情第3号について執行部への質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 吉永 民治 君

今説明をいただいたところですけれども、先ほど陳述人からもいろいろご説明がありました。その中でやはり一番気になったのは、皆さま方が地域住民の方々への説明、これが本当に十分であったのかということに非常に聞いていて痛感と申しますか、思ったところがございますけれども。その説明のあり方、あるいはその予定の組み方等もろもろ陳述人のほうからご説明がありました。それに対して、市の当局としてはどういうふうな取り組みをしてきたのか、そして十分、今ここへ、今ご説明があったとおり、やはり地域保全という意味でも計画区域を指定するのは非常に必要なことなんですよね。だからそういったことを十分納得のいくまで説明されたかどうかということに痛感した次第であります。また、中には課税されるという心配もされているわけですが、区域指定が必ずしも課税区域となることではないということ、しっかりと理解されるように説明されたかどうか、その辺を確認させていただきます。

都市整備課長 川東 千尋 君

この都市計画区域の拡大についての住民の方々への説明ということにつきましては、議会で昨年の7月の全協におきまして、今お手元のこの1枚の図面とペーパーをお示しして、今後そのような手続きを進めていくというようなこととお話したわけですが、その際、都市計画税を含めたいろいろな慎重な検討が必要だということのご意見を踏まえ、その後の都市計画税の検討を主体とした内部での協議をいうのに重点を置いて進めてきたところでございます。住民の方々への説明会という

のをその全協のあとに予定をいろいろ考えていたわけですが、そういったことで内部の検討に入りましたことから、取り合えず今そのような手続きの進め方というのを保留していたということでしたが、8月になりまして住民の方々、代表の公民館長さん方の連絡会とかそういったところから、逆にちょっと説明を求められまして、溝辺総合支所で第1回目の説明と申しますか、お話をしに行きました。その際もまだこちらとしてはその都市計画税も含めて、また方向性といいますが、まともっていない状況でありますから、その辺のところはご理解くださいというようなところでお話をしたところですが、やはり1つの大きな内容としては、都市計画税がどうなるのだろうかというような懸念が大きいように感じたところがございます。その後、当然館長さん方の会の中でもそういう場でまず説明をすべきだというようなこともありましたので、その辺の都市計画税を含めた方向性がまたはっきりしましたら、こちらのほうからのもまたご説明をさせていただきというようなことで8月の時点では終わったわけではございますが、年が明けて今年、また1月になりまして、まだこちらの結論が出ないままにもう1回そのような説明の要請がありましたので、また今度は税務課と一緒に総合支所に行きまして、またそこでまだ同様の説明をといいますが、ご意見をお聞きしたところがございます。その際もいろいろ都市計画区域拡大に対する欠点といいますが、デメリット的な部分もいろいろ住民の方々のほうでも用意されていた分を、今回の陳情の内容と同じようなことを一応ご意見がありましたので、それらを踏まえてまた今後、いろいろな方向性を出した上で、改めてまた説明をさせていただきたいというようなことで、これまで2回ほどそのようなかたちで意見の交換というものはさせていただいたんですが、やはり都市計画税の行方でありますとか、もろもろの建築に対する懸念ということから、まだご理解をいただけるにいたっていないというふうには考えております。

委員 吉永 民治 君

今いろいろお話があったわけですけど、いわゆる都市計画区域指定がなぜ必要なのかというのを、やはり地域住民に十分理解してもらわないといかんと思うんです。例えばこの本文の中にもありますけれども、またご説明の中にもあったんですけども、その人口土地利用云々、これは都市計画法の前文にあたる、第1条にあたる部分ですよ。一体として総合的に整備し云々とこれですね。2番目の高齢化、過疎が進み、都市部への移住が急激に進んでいる状況、これはなぜかということも考えてもらわなきゃならんと思うんですね。やはり生活環境云々、そしてまた職場といいますが、そういった雇用の問題も関わってくると思うんですけど、あるいは教育の問題ですね。それから土地利用についての水田、畑等の基盤整備が、またその前文にありますように地域が高低差のある山間部にある云々とか、その自然環境に恵まれた地域であるかということが申し述べられておりますけれども、そういった環境保全という意味でも、また地域の一体的な秩序のある発展といいますが、開発を進めていく上でも都市

計画区域の指定というのにも必要なんですよね。だからその辺を十分理解をいただけるような説明というのは必要だと私は思うんですね。説明が十分ではなかったんじゃないかなと思うんです。それで、何を言いたいかと言いますと、今一度、溝辺の地域の方々に十分理解してもらい取り組みというのはやはり説明云々、やはり腰を据えて話し合うって言いますか、理解をいただくような説明が必要になってくるんじゃないかなと思います。その辺について将来的にはその計画として、どのようにお考えになっているのか、お考えを言っていただければと思いますけどね。

建設部長 篠原 明博 君

今回の都市計画区域の見直しにつきましては、以前に議会の皆様にご説明申し上げました。その時にも若干いろんな問題あるいは都市計画税の問題でご指摘検討が必要だということを踏まえまして、それについて具体的に市内部でも検討をしていたわけでございます。当然ある程度議会の皆様に内容を説明し、了解をいただきますと住民説明会という正式な形で当然今回拡大いたしました溝辺地域あるいは霧島地域、牧園一部地域について正式な説明会をする予定に致しておりました。ただ、今回溝辺地域につきまして先行して、事前にどうしても説明をしてくれということでございまして、行ったわけなんです、肝心の都市計画税の話につきましてはなかなか方針が出せない、まだ検討中の部分がありまして、説明不十分と思われたところは多々あったように思います。今回先ほども答弁の中にございましたように、ある程度一定の方向性を出して、都市計画税のあり方についても検討をいたしました。そういった形で方向ができましたので今後は先ほどの都市計画の必要性、区域の必要性、あるいは税の考え方も含めて、この地域含めて、全域の新たな区域を設定するところについては説明をしていきたいと考えております。

委員 吉永 民治 君

私は以前、一般質問の中で白地地区についての規制のあり方とか、条例を制定する必要があるんじゃないかという一般質問をしたことがありますけれども、確かに私的権利、私権ですね、これは憲法で保障されておりますけれども、またその以前の問題として私権も公共の福祉に従うということがあるんですよね。だから住民も自分の権利だけを主張するんじゃなくて、地域発展のため、市の発展のため、地域活性化のためにはどうあるべきかということを考えていただいて、例えばここに規制強化されてそれがいやだというような、本文にも書いてありますけれども、本当にそれで地域保全が、生活環境保全ができるのかというところも十分理解できるように説明して頂きたい。そしてまた白地地区の未開発、無秩序な開発があってそれが市の土木行政だとか、そういういろんな意味でどれだけ負担になってくるかということを説明の必要があると思うんですよ。無秩序な開発があったがために、そこ1本道路改修するにしても買い上げだ何だといろんな市の負担が増えてくるわけですよね。そのあたりも十分理解をいただくような説明が必要じゃないかなと思いますので、今後とも一つそう

いった意味で十分な取組みをしていただきたいと思います。

委員 宮内 博 君

先ほどからの説明の中で溝辺地区に出かけていっての説明というのは地域から要請があって出かけたということであったわけですが、方針が十分に固まっていない段階での説明で不十分だったということでおっしゃっているわけですが、聞いた側もそのことを非常に感じたということでおっしゃっていました。それでその後、課税地域等についてもほぼ方針を固めたことあったわけですけれども、いわゆる新しく都市計画区域として拡大するところについての課税は適用しないという方針というのはいつ頃決定、内定をされたのですか。

総務部長 山口 剛 君

都市計画税については先ほど委員のほうからもありますとおり、都市計画区域として指定されたものの内、市街化区域に対して課税をすることになっていきますけれども、この霧島市では市街化区域が設定されておられませんので、条例で定めることになっております。1番問題になったのはまず、今の都市計画税が隼人と国分が違うという点でございます。全体を不均一課税するといけませんので、これを同じにしないといけないという作業にかなり掛かりました。それと新たに都市計画区域が出て参りますのでそういったものをする関係、ずっとなかなか結論が出なくてはっきり申し上げまして、ここ2、3週間のうちにだいたいこの方向でいこうかと決まったのが2、3週間のうちです。1番問題になったのが国分と隼人をどうするかというところでずっと悩み続けておまして、それをするによって実は税額が減ってしまうというようなことも出てくる可能性があったものですから、ここ数週間のうちに決まったというのが実状でございます。

委員 宮内 博 君

議会にもまだ説明のない話であるわけですが、当然今後の計画に基づいて説明がなされていくと思うんですけども、どんなスケジュールになっていますか。

総務部長 山口 剛 君

一定の方針を決めたところでございます。今の方針でいきますと、1億数千万税額が減って参ります。ですけれども国分と隼人を統一するためにはどうしてもここはしなければならぬということ。最終的な意思決定という印鑑でというか、そういったものではまだしていないんですけども、3役まで説明をしてこの方向でいきたいと、今日議会のほうでおそらく聞かれるであろうので、一定の方向で決めたいということでの仮決定というかそういった部分です。ある程度の話をして最終決定を年度内には済ませて、年度明けにはこういう方向でいきたいというのをお示して仮に来年の4月から都市計画税の制度を変えようとした時には9月議会ぐらいにはこの条例をださなければならぬんじゃないだろうかと、その前に説明ができれば説明をしていきたいと考えております。最終的な意思決定というのはやはり議会の議決ということになり

ますので本来すべきは9月議会です、ちゃんとうなりましたというのを示していきたく、それまではあくまでも内々、今は口頭による決定でそれを市としての意思決定をして最終的に決定が出るのが9月議会と考えております。

委員 岡村 一二三 君

先ほど陳述人からいろいろ行政のあり方について苦情もいただいたんですが、まず一点、今回の溝辺地域の新たな都市計画区域の設定、新たな分については総合支所も知らなかったと。住民にお尋ねしたところが総合支所もそういうことは知らなかったという話も受けました。ただですね課長の説明で地域審議会の話の説明されております。溝辺地区の地域計画の中でという話をいただきました。そうしますと溝辺の総合支所が知らなかったというのはどうなのかなと思うんですが、この総合支所と本庁との連絡調整、この行政の進め方はネットワークがどうなのかなと思うんですが、そのへんをちょっと説明していただけますか。この地域審議会ですべてを提言されたのはいつだったのか。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほど私が申しました、その地域審議会での提言といいますのは合併のその今の霧島市の第1総合計画、これを策定するに際しまして各地域の審議委員会から、その地区地区の計画というものが出されておまして、平成19年くらいのおはなしでございます。それらを元にして総合計画を定め、それに基づいて都市計画マスタープランというのを定めております。その中の一番大元となっている部分の意見の中に、総合支所周辺については今後も中心地として活性化を図っていくというようなことも明記されて、うたってあるというようなことで一例としてお話をしたということでございます。それから総合支所との連携についてそのようなお話もいただいたわけでございますが、先ほども申しましたように、まず我々といましてはこの都市計画区域の拡大について昨年の7月でまず議会のほうに全協でお示しいたしました。そこでやはり都市計画税を含めた慎重な議論、期間を要するとじっくりやれというようなご意見をいただきましたのでその場で一応、あとの手続を停めたかたちになっています。それから先ほど総務部長が申しましたような税の協議というのもずっと行ってきたわけでございまして、手続き上は先ほど建設部長が申しましたように、当然溝辺地域のみならず、先ほど申しました3つの、霧島を含めました3つの地域につきまして、まず関係地域の方々を対象とした住民説明会というのは手続き上やらなければならないこととなっておりますので、それは当然やる予定でございました。その際は当然総合支所にも協力をもらわねばならないということで考えておったわけでございますが、現在もまだそこまで至っておりませんので詳しい内容については総合支所のほうにも説明が不足していたと言うことになろうかと思っております。

委員 岡村 一二三 君

そのへんはおきまして、その都市計画税のお話を先ほど説明をされたんですが、部

長のほうで。あくまでも都市計画税というのは区域を指定したからその区域全体を計画でもらえるという話にはならないと思うんですよ。私の認識では。事業をしてそれに見合う分に税金をいただきますよというのが都市計画税の本分とすることだと思うんですが、そうじゃないんですかね。もう一回その辺を説明をお願いしたいと思います。

総務部長 山口 剛 君

今申されたとおり、都市計画税は都市計画区域の中の市街化区域に掛けるようになっています。市街化区域がない場合は条例で定めると、そういった条例で定めるのはおっしゃった考えを基に考えていくべきものであると考えております。ただ旧国分の場合は都市計画区域全体に掛けておりましたし、旧隼人の場合は都市計画区域の中の一部を除外していたと、それから地目によっても変えているというようなこともありまして、そういう認識で都市計画税は掛けるものと考えております。

委員 岡村 一二三 君

あと一点お尋ねしておきますが、今回の陳情第3号で一番下の(5)、麓第一土地区画整理事業の関係を述べていらっしゃるんですが、麓第一土地区画整理事業は現在も進行中なんですが多額のお金も費やしているんですが、地域の皆様、陳情書の中でこの文面を見るといろいろ実態を述べられていらっしゃるんですが、これでいいんですかね都市計画事業をお金を掛けて事業をしておいて、その税金対策で云々と陳述をされたんですが、本来の目的に添うようにやはり関係者にはしていただくのが筋合いと思うんですが、部長どのように考えていらっしゃるんですか、この(5)番目の考え方について。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいましたように、麓第一の区画整理事業を現在も推進いたしております。当然あの地域につきましては住みよい環境作りというものを第一にして整備を進めているわけですので、こういった地域の方々からこういう話が出るという、非常に私たちももう少し整備についてその活性化に向けての方針をしっかりと持って、あの地域を1つの区画整理事業としての1つの環境づくりを精一杯やらないといけないと実感してしております。当然今、整備中ですので、あと何年間はそのような区画整理を進めるわけですので、それに併せまして、まだそういった住居系のはりつきというものも不十分なところもございますので、そういったところは今後十分まちづくりの一環として積極的に取り組んでいきたいと考えております。

委員 厚地 覺 君

今説明があったわけですが、課税区域から除外すると、牧園、横川これは合併前に地域指定しているわけですが、これらもそのように解釈していいわけですか。新たに霧島、それと牧園、隼人、福山この地域もそのように解釈していいわけですか。

総務部長 山口 剛 君

これらの地域も課税区域から除外する。今の時点での意思決定をしているところでございます。

委員 厚地 覺 君

もう1件確認しておきますけれども、先ほどの説明で4点目の都市開発建築確認云々ということで、その結果として道路幅の確保により緊急車両等の進入を容易にし、市民の生命財産を守るとありますけれども。これはあくまでも市道に対して公道にたいしてですか。私道も引っかかってくるんですか。このへんの解釈がちょっとわからないわけですが、その辺の説明をお願いします。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほど申しました、この見解につきましては建築基準法の上の当然話でございまして、接道義務といいますか、家を作るに対して都市計画区域の中で建築主事とその審査をする中でそういったような義務が発生するというので、私道について云々という部分につきましては今、現在も担当課のほうで検討を今、行っているということでございます。

委員 宮内 博 君

先ほどからのその件で課税エリアの見直しの関係についての確認でありますけれども、当然都市計画税は目的税ということで、区画整理事業とか、街路整備事業とか、下水道整備事業とか、都市公園整備事業ですね、そういうものに当てるとということが明確化されているわけですが、先ほどの部長の話では約1億円ぐらいの減収になるかもしれないというようなことで、試算をされているというお話でありましたけれども。国分準人地域も含めてそこをきちんと説明ができるという形での見直しということで作業を進めたということで理解してよろしいんですか。

総務部長 山口 剛 君

現在の今の段階での中身を申し上げたいと思いますけれども、まず国分の場合は都市計画区域全ての内、農地以外を都市計画税を取っています。その考えでいきますと例えば横川だったり、牧園であつたり霧島であつたり福山であつたりと新たに都市計画区域が出てくると国分にあわしてしまいますと、全ての家屋土地から取らなければなりませんということになってきます。それをしてしまいますとすごい都市計画税は増収になるんですけれども、今まで都市計画税を払っていなかった部分に広がることになってきます。例えば溝辺の今回広がる地域とか横川とか牧園とか霧島の広がる地域福山そういったところから仮に取らないとした場合は同じように国分準人で取っているけれども、そういったところに匹敵するような所からはやはり取らないようにしなければならないという議論になってきました。そうしてきますと減収になると。今の考えから申しますと都市計画税の課税対象区域は、原則として用途地域の区域が原則としましょうと今回決めて参りました。ですから国分地区であればこの中心

街とか隼人地区も中心街のほうが用途地域があります。それから溝辺地域が今都市区画整備をしているああいった所は用途地域になります。国分の下井とか敷根とかそういった所は今取っているんですけども、用途地域に入っておりませんので、そこは取らないことになっていきます。それから隼人の小濱とか小田の一部とか、野久美田だとかそういった所も今は取っておりますけれども取らないと、そこを取ってしまうと他の旧6町の所からも取らざるおえなくなってしまうので、そこは今取っているけど取らない方向に持って行ってまいります。ですから基本的には国分の用途地域、隼人の用途地域、溝辺の用途地域とそれからここに建築形態規制区域というのがあります。用途地域に入っていないんですけども、その駅裏とかそれから舞鶴中学校の傍とかあの辺りは農振白地になっている所があつて、そこは用途地域にはなっていないんですけども、準ずる所ということでそこは取りたいという考えです。あと牧園のほうの下水道区域があるんですけども、ここをどうするかという議論があつたんですけども、現段階では用途地域ではないのでここも取らない方向でしたいんですけども、まだそこも最終的決定はしていないんですけども、今そういう方向でやっているということになってまいります。そうすると課税区域がかなり狭まってまいりますので1億数千万の減収になっていくという試算をしております。

委員 岡村 一二三 君

あと一点お尋ねしておきますが、先ほど都市整備課長のほうで、説明の中で4点目の話をされていらっしゃるんですが、都市計画区域に指定されると結果として道路幅の確保により市民の生命財産を守ることに寄与すると。地域環境の保全を図る上で様々な利点があると言う説明をされていらっしゃいます。先ほど陳述人のほうから話があつたんですが、たぶん今年度で土木部で調査費を付けているその部分かなと受け止めたんですが、こういった計画は年次ごとにどういう計画を持っていらっしゃるのか。先ほど陳述人の調査費の話はたぶん24年度当初予算で委託料を計上しているその分かなと受け止めたんですが、北原麓原線ですか、照明寺のあの付近の関係だろとおもうんですが、その件を述べられましたので陳述人が、だからこの整備課長がおっしゃったこの文言をそのまま受け止めると、その地域住民の陳述人の話がからんでくるわけなんですよ。現在都市計画区域であるんだけど、この辺はどうなのという話しでしたので。差し支えなければその計画はどうなっているのかお示ししておいていただきたいと思うんですが。

建設部長 篠原 明博 君

先ほど都市整備課長のほうから防災あるいは災害等に必要ない道路を作る条件等によって、そういう防災対策もできるという話はたぶん開発行為、都市計画区域になりますと建築確認あるいは開発行為等が出てきまして、たぶん造成等をする時には一定区間の道路幅員あるいは転回場所、離合場所を設けるといふのとそういうことを踏まえますとそういう防災、あるいは安全対策が確保になりますよと

いう観点で申したと思います。それから先ほどおっしゃいましたその来年度予算の話だと思いますが、ただ、石嶺地区の道路改良についてということですが、当然私もそういった環境整備という点では随時整備計画をしていかないといけないということで今回馬立北原線の、随時全体計画を持ちながらやっているのですが、来年度は、この石嶺地域のほうに若干そういう道路の幅員の狭い危険性のある所については優先してまず委託をして今後改良計画をしたほうが良いということでそういった提案を致しているということでございます。

委員 厚地 覺 君

今年の予算案の中では都市計画税の充当額が6億5,800万あるわけですが、これの使い道としては当然単人と国分の限定された使い道になるわけですか。環境整備下水道いろいろな面で。それと先ほど総務部長が説明がありました、牧園の下水道これも将来的には徴収がありえると解釈していいわけですか。

建設部長 篠原 明博 君

一点目の都市計画税の充当につきましては、当然今国分単人地区で都市計画税を徴収致しておりますので、その地区への充当となっております。それから先ほども話がありましたように、牧園の下水道区域について現在のところ100%確定したわけではございません。一定の方向というのが市街地化区域というものをどういうふうにとらえるかということで、現状の用途プラス建築形態規制はどうかということで議論を致しております。その中でちょっと牧園下水道事業については今後のちょっとした課題として残っておりますので、現状において取る取らないという議論は今ここで答弁できませんけれども、一定の方向での話を今申し上げたわけで具体的にこうなりましたというのは今後詰めが残っているというようなことでございますので牧園の下水道区域を今回お金を取る取らないという結論はこの場ではなかなか難しいと思っています。

委員長 池田 綱雄 君

ほかに質疑はありませんか。（「なし」との声あり）ないようでしたらこれで質疑を終ります。ここでしばらく休憩します。

【休憩 午前10時15分】

【休憩 午後12時55分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。議案第8号霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

水道部長 馬場 勝芳 君

議案第8号霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。現在、国分後川内地区において配水管布設等の工事を施工いたしておりますが、工事完了後、速やかに当地区へ配水するためには、本条例に規定する水道事業

の給水区域を拡張する必要があります。今回の配水予定地区は、国分川内と国分上之段という二つの大字に属しておりますが、本条例、別表の水道事業給水区域として既に「国分川内の一部」は記載済でございますので、このたび「国分上之段の一部」を新たに追加するものでございます。本日お配りしております資料を少しごらんいただきたいと思っております。1枚目の図ですが、黄色が道路部分でございます。こちらのほうが国道10号から国分上之原テクノパークへ進入する道路。ここに挟まれた区域に今回配水しようとするものですけど、ここに書いてございますとおり、国分川内、この赤の一点線大字界でございますけど、国分川内と国分上之段の一部に給水しようとするものでございましてこの国分川内のほうはもう条例に記載されておりますので、この上之段地区を追加しようとするものでございます。これが1点でございます。2点目は本条例第3条第2項第10号に規定する牧之原地区簡易水道事業の給水区域が「牧之原地区」と表示されておりますが、他の簡易水道事業の給水区域の表示と同様に水道法第6条第1項に基づく事業認可を受けた区域を表示するため、改正しようとするものでございます。これもお手元の資料の2枚目でございますけれど、こちらにございます。海岸のほうの福山地区簡水と書いてありますここは既に水道事業区域。いわゆる上水道事業区域に変更されております。後の部分が牧之原地区の簡易水道事業ということなんですけども、ご覧のとおり牧之原地区全域が給水区域ではありませんので、これを牧之原地区の一部ということ。それから赤で囲んでございますけども、霧島市外にも給水をしております。曾於市大隅町坂元、それから曾於市大隅町須多木、鹿屋市輝北町諏訪原というこの3ヵ所には市を超えた給水をしているということで明確に表示をしたいということで改正しようとするものでございます。以上2点でございますけれどもよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

これより議案第8号について質疑を行ないます。質疑はありますか。

委員 徳田 和昭 君

今度の寒さで牧之原地区のほうは何箇所も破損したと聞いているのですが、この地区もその中に入っておりますか。またそれにかかった修繕費とかというのはすべてこちらが出すことになっているのでしょうか。

水道部長 馬場 勝芳 君

今回の2月4日の氷点下になった時、これは市内全域でいろいろと水道管の破裂等がございました。当然本管につきましてはこちらの負担ということでございます。当然メーターから自分の宅内の配水、あるいはボイラーとかそういったところにつきましてはもうそれぞれ個人負担でしていただくということでございます。今回の牧之原地区の中ではここにございますとおり、いろんな箇所でそういうのが見られました。ということで今回ただ、牧之原地区と今表示しておりますので、牧之原地区の一部ということ、市外にしておりますので、これを明確にしたいということで（「個人との

負担割合ではなくて、曾於市との負担割合」との声あり) これはございません。

委員 宮内 博 君

今回改正前は牧之原地区のみであったものに曾於地区、大隅それから曾於市大隅町と鹿屋市輝北町の一部を加えるということにしているんですが。この地図を拝見しますと戸数的にはそんなにないと思いますけれども、給水の人口が増えてないというのはどういう理由ですか。

水道部長 馬場 勝芳 君

これにつきましては、まずこの事業認可、合併いたしました時に当然もう一回事業認可を受けたわけですが、事業認可の際にもうすでに今申し上げました曾於市大隅町あるいは輝北町ここはすべて入っております。入っていたんですがこの条例の記載上がこういうのを明確に標記していなかったと。他の霧島地区におきましては都城にも給水しておりますが、そこはちゃんと都城市のなになにということが表示されております。この牧之原地区だけがこの表示がされておりましたので、事業認可を受けた区域とおりに今回改正をさせていただこうということでございます。

委員長 池田 綱雄 君

ほかに質疑はありませんか。(「なし」との声あり) ないようでしたらこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。委員の皆様はそのままお待ちください。

【休憩 午後1時3分】

【休憩 午後1時6分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。次に議案第6号霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第6号霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の施行により、公営住宅法(昭和26年法律第193号)で規定なされていた同居親族要件の廃止及び入居収入基準の条例委任等が改正されたことに伴い、市営住宅の入居資格等について条例で規定するものであります。また、現在、建替え事業を行っている木之房団地の老朽化した住宅の取壊しを行うため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

議案第6号の説明をいたします。条例改正理由ですけれども。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次地域主権一括法第32条の規定により公営住宅法では、以下の3点につ

いて改正が行われ、平成 24 年 4 月 1 日から施行されるところです。1 点目は、整備基準の条例委任で、公営住宅及び共同施設の整備基準は、現在の国土交通省令で定める基準を参酌して、各事業主体が独自に条例で定めることとなっています。2 点目は、同居親族要件の廃止で、入居資格のうち、同居親族要件については、平成 24 年 4 月 1 日をもって廃止となるため、各事業主体が新たな入居者資格を条例で定める必要があります。3 点目は入居収入基準の条例委任で、入居者資格のうち、収入基準については、各事業主体が独自で条例で定めることとなっています。この 3 点のうち、同居親族要件は平成 24 年 4 月 1 日が条例の施行となっており、今回条例改正を行うものです。整備基準と収入基準については平成 25 年 4 月 1 日が条例の施行期限となっており今回の条例改正には含まれておりません。平成 24 年度中に条例改正を予定しております。そして平成 24 年度の木之房団地の第 2 期工事の着手にともない既設住宅の残り 24 戸のうち、空き家 8 戸の取り壊しを行うため、本条例の所要の改正を行うものであります。3 番目の主な改正内容ですがまず公営住宅法第 23 条に入居者資格、公営住宅法施行令第 6 条に具体的な入居者資格があります。更に入居資格の詳細を公営住宅法施行規則第 24 条から第 27 条で定めております。これらに基づき霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の第 6 条に入居者資格を定めてあります。今回の公営住宅法改正により第 23 条第 1 項中の同居親族要件が削除され、公営住宅法施行令第 6 条に規定のあった規定、例えば 60 歳以上の者、障害者基本法に規定する障がい者など詳細な規定が全て削除されております。このためこれらに代わる規定を新たに条例第 6 条の中に設ける必要が生じたこととなります。条例の新旧対照表で、ご説明いたします。第 6 条、第 7 条及び第 9 条で「老人」を「高齢者」に、「老人等」を「高齢者等」改めております。第 6 条第 1 項第 1 号で同居親族要件を「過疎地域等を除く」としておりましたが、改正後は「横川・牧園・霧島・福山地区を除く」としております。改正前は公営住宅法附則第 15 項で、過疎地域その他政令で定める地域内の公営住宅は、同居親族がない場合においても入居資格を有するとなっており、過疎地域は横川・牧園・福山地区で、その他政令で定める地域は公営住宅法施行令附則第 7 項第 5 号に山村振興の区域となっており、霧島地区がこれに該当していましたが、この附則第 15 条が公営住宅法から削除されたため、これに代わる地区名を条例に明記したものです。これにより改正後も従前のおり単身者入居が可能となります。そのまま継続した理由といたしましては人口減少地区であることと、入居可能な民間の借家が少ないためであります。国分・隼人・溝辺地区については従来どおり原則として単身者は入居できません。理由としましては民間の借家が供給されており、現在も国分隼人を中心に入居待ちがあることによります。第 6 条第 2 項第 2 号から 8 号に、今まで公営住宅法施行規則第 24 条から第 27 条に規定のあった単身者でも入居可能な規定をそのまま盛り込んでおります。ただ、条例第 2 項第 1 号の 60 歳以上の者については、

かっこ書きで、施行令附則第2条の経過措置による、昭和31年3月31日までに、生まれたものという規定を設けました。これは一時期入居者資格が50歳以上の者と定められていましたが、平成18年4月から60歳以上と改められたため、経過措置で50歳に毎年1年ずつ加算して最終的に60歳とする規定が設けられたためです。第6条第1項第2号のア、イ、ウは、先ほどの条例改正理由の説明のとおり入居収入基準が条例委任となり、施行期限が平成25年4月1日となっていることから、条例改正までの繋ぎとして旧公営住宅法施行令の規定を準用するものです。アの身体障害者などの場合が旧施行令第6条第4項に規定する月額所得214,000円であります。イ、ウも同様の考え方で、イは月額所得214,000円、ウは月額所得158,000円となり通常はウの158,000円が入居可能な収入となります。木之房団地の老朽化した住宅につきましては、第1期工事完成により転居したため、空き家になった2棟8戸を解体するものであります。別表の木之房団地、簡易耐火構造の欄の24戸が16戸となります。今回の解体により2期工事の工事用の進入路の確保が出来ることとなります。残り16戸につきましては2期工事完成後の平成25年度に解体する予定であります。参考資料としまして大地地域主権に関する分が、公営住宅法の中身と改正内容、それと市条例の対応を対比させております。そして木之房団地の建替えにともなう解体につきましては、配置図の中にありますように、中央付近になりますけど、平成24年度2棟8戸解体という図面を添付いたしております。以上で説明を終わります。

委員長 池田 綱雄 君

これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 宮内 博 君

確認をしておきたいと思えますけれども、いわゆる過疎地域ということでされている横川、牧園、霧島、福山地区については、60歳以前の方であっても単身者で入居ができると。それ以外の国分、溝辺、隼人については60歳を超えなければ、単身者で入居できないということで理解してよろしいですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

原則的にはそういうふうになります。ただし、60歳以下、先ほど申しましたけれども、昭和31年ですから55歳の方はまだ入居はできると。来年になったときにその方は56歳になるわけですから、ずっと一年ずつ繰り上がっていきまして最終的に60歳になるということになります。それと新旧対照表になりますけれども、60歳以下でも6条の第2項というところでずっと規定がしてあるんですけれども、こういう方につきましては60歳以下でも入れるということになります。

委員 宮内 博 君

生活保護であったり、身体障害者であったりというようなことだろうと思うんですけれども、あと収入基準のところのこの説明の部分をちょっと確認ですが。これは単

身世帯の所得というふうになっているんですか。それとも複数世帯という所得ですか。
建築住宅課長 矢野 昌幸 君

そこに入居される家族全員の収入になりますけれども。子供さんたちがいればその分また扶養で外れる計算を、額を控除しますので、相対的な家族が多いほど額は増えていくということに。控除後の額になりますので。

委員 蔵原 勇 君

一応参考までにちょっとお尋ねしますが、現在までにこの同居親族の用件が本年4月1日から廃止になるためこのような開始があるわけですけれども。こういう方々の入居者数というのはどの程度あったものか、大体でいいですけれども、分かっているしやったら。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

裁量階層による入居と、まあ、はっきりとした数字はちょっと分かりませんが、たぶん1割から2割の間だろうと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかに質疑はありませんか。（「なし」との声あり）ないようですので、これで質疑を終わります。次に議案第7号霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第7号霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。市営住宅及び単独住宅が老朽化等により用途廃止となることで、転居を余儀なくされた場合、当該住宅の入居者が、移転先として単独住宅を選択した際、家賃軽減措置をすることにより、移転後の入居者の負担軽減を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

主な改正内容ですが、公営住宅法第44条第4項に公営住宅の用途廃止により現入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。という規定があります。しかし、単独住宅または市営住宅（公営住宅）から用途廃止などにより、単独住宅に転居したとき、従前の最終家賃を超えることとなった場合には、単独住宅の設置及び管理に関する条例に、公営住宅法のような減額規定がないため、入居者はそのまま新家賃を負担することになります。このようなことから新たな規定を盛り込み入居者の家賃上昇を軽減しようとするものです。新旧対照表で説明いたします。第25条の次に第26条として「用途廃止による単独住宅への入居の際の家賃の特例」を設け以降の条項がそれぞれ繰り下がります。条文としては、

市長は、単独住宅の用途廃止又は市営住宅の用途廃止による当該住宅の除却に伴い、当該住宅の入居者を他の単独住宅に入居させる場合において、新たに入居する単独住宅家賃が従前の単独住宅又は市営住宅の最終の家賃を越えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第12条第1項又は第2項の規定にかかわらず、新たに入居する単独住宅の家賃の額から従前の単独住宅または市営住宅の最終の家賃の額を控除した額に、次の表の左欄各号に定める入居期間の区分に応じて、それぞれ右欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。となっており、表に基づき減ずる額を計算いたします。同じく第2項には減額の100円未満の処理について規定し、100円未満の額が出た場合は減ずる額を切り上げ処理を行うこととなります。参考資料で条文に基づき計算を行なった事例をのせてあります。ちなみに単独住宅の管理戸数ですけれども249戸ありまして。国分地区が82戸、溝辺地区が5戸、横川地区が29戸、牧園地区が114戸、霧島地区が13戸、隼人地区は0、福山地区は6戸となりまして。このうち160戸は雇用促進住宅を購入したことにより沢山の数が増えたものです。以上で説明を終わります。

委員長 池田 綱雄 君

これより議案第7号について質疑を行ないます。質疑はありますか。

委員 宮内 博 君

今回のこの減免率ですね。これは公営住宅法と全く同じ割合での減免率ということになるんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

公営住宅法と同じような割合になります。

委員長 池田 綱雄 君

ほかに質疑はありますか。（「なし」との声あり）ないようですので、これで質疑を終ります。ここでしばらく休憩します。委員の皆さまはそのままお待ちください。

【休憩 午後1時26分】

【休憩 午後1時29分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。次に議案第13号市道路線の認定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第13号市道路線の認定についてご説明を申し上げます。隼人町嘉例川と牧園町宿窪田を結び、二級河川天降川に架かる虹のつり橋線を、市道として維持管理するため、道路法第8条第2項の規定により、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものであります。詳細については、担当グループ長が説明いたしますがよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

土木課主幹 久徳 重喜 君

議案第 13 号市道路線の認定についてご説明申し上げます。今回、新たに認定しようとする虹のつり橋線にかかる妙見人道橋（くすしき国の虹のつり橋）は、妙見地域の活性化及び防災を目的に、土地所有者の了承のもと、平成 10 年 6 月に旧牧園町により架設された延長 85.5 メートル、幅員 2.5 メートルの木造橋であります。右岸側（国道 223 号線側）につきましては、架設時に分筆登記（所有権移転）が完了しておりますが、左岸側（旧牧園町側）につきましては、架設時の泉源等の関係で、分筆登記が完了しておりませんでした。架橋後、分筆登記のために関係者と協議を行ってまいりましたが、平成 21 年 3 月に協議が整い、平成 22 年 7 月に所有権移転が完了したところです。これに伴い木造橋の補修工事を平成 22 年度、23 年度で行い、これまで牧園総合支所で管理していたものを、今回市道として維持管理するため市道認定しようとするものであります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

これより議案第 13 号について質疑を行ないます。質疑はありますか。

委員 徳田 和昭 君

まずあの橋をかけた当時、あの集成材では 50 年は持つということで説明があつて我々もその時に聞いた覚えもあるわけですが。現在見るところ決して 50 年持ちそうなふうじゃないと私は思います。当局のほうではこれが何年くらい持つものというような判断をされていますか。

建設部長 篠原 明博 君

最初の設置が平成 10 年に設置、架橋されたわけですが、今委員がおっしゃいますように 50 年を目標として設置されたという経緯をお聞きしているわけですが。通常の橋梁の木橋等は自然条件とかあるいはメンテナンス、そういったものがやはり必要最小限の経費として計上されて、はじめてそういった耐用年数が確保できるのかなと考えているところです。私も設置された後、現地のほうを見たりいたしますと、設置後様々な状況の中で維持補修がほとんどなされていなかったという経緯が。あるいはああいった温泉地の河川に近い、湿気の多いところでの設置でございまして、なかなか今標準の耐用年数というのが取れていないというのはつくづく感じたところでございます。市といたしましては、こういった架設を行ったわけですので、今後はやはりメンテナンス的な補修を年次的にすることによって、そういった耐用年数を長くできるように最善の努力をしていかないといけないと感じているところでございます。

委員 徳田 和昭 君

同様に私も思うわけですが、あそこはどうしても山陰であり日照時間も短い、湿度も川の上で高いというようなこともありまして、おっしゃるような状況にあると思います。今後、市道認定してこれに対して修繕費等が組まれるようなことになっていけ

ば、あの道路予算としての助成金とか受けるときに、メリットがあるものなんですか、市道認定しておけば。

建設部長 篠原 明博 君

まず市道認定をすることによって、市が道路として位置付けをいたしますので、当然交付税処置もごございます。それとやはり一定の災害対応もできますので、そういった災害対応あるいは維持修繕的なものも積極的に市の管理としてできるのではないかと考えております。

委員 蔵原 勇 君

一点だけお尋ねをしますが、今朝ほど初めて見させていただいた中で、そしてまた先ほど説明のある中で、一部左岸側の牧園町側のほうのあの泉源のところですね。あれは確か3メートルと言いましたっけ、面積がどのくらいあるのか。大体でいいですよ。

建設部長 篠原 明博 君

現地で見させていただいたのですけれども、地籍図によりますと大体2メートル四方の3.8㎡が泉源としてあります。

委員 蔵原 勇 君

今回、市道認定ということで、非常に地域にとっても防災対策にもいいということで、非常に注目するわけですけれども、この3.6メートルのここについては、参考のためにお尋ねしますが、分筆費用はどれくらいかかるんですか、この面積に対して。

建設部長 篠原 明博 君

この地籍図はもう確定図面でごございますので、当時ここに架設をする前から泉源としてはもう分筆登記がされていたと思っております。

委員 岡村 一二三 君

一点だけちょっとお尋ねしておきますが。市で旧牧園町時代からもう町、市で架けた橋ですので、市道に認定しなくても事故が起きると責任があるわけなんです。先ほど防災対策ということもありましたけど、今日現地を見たときに、ご婦人が滑るという話もありましたので。今度は冬場の凍結、そういったときの滑るという事故的な心配もあるんですが、そういった事故の未然防止ですね。いわゆる看板を設置するとかいろいろ注意書きをする。そういった取り扱いはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしておきます。

建設部長 篠原 明博 君

先ほどの現地調査の中でそういったご意見をいただきました。私どものほうも今回市道として管理をするわけでごございますので、そういった事前に想定できるものにつきましては、先ほどおっしゃいましたように、看板であったり、そういった危険なところの市民の方々に知らしめるようなかたちでは十分やらないといけないと思っておりますので、先ほどおっしゃった雨天時の滑りやすいものについては、早速そうい

った滑りやすいというような注意看板等は設置していきたいと思っております。

委員 吉永 民治 君

質問としてはちょっとあれなんですけれども、気になったことでちょっとお尋ねしておきたいんです。泉源が橋のちょうど真下にありますよね。で、昔私が知っている範囲ではあそこ自噴していたんですけれども、今日見てみるとモーターが設置してあって汲み上げるようなかたちになっていましたけれども。あの泉源を掘削しなおす場合とか、あるいはスケールと言うんですか、あれを取る場合なんかやぐらを組んだりするんですよね。その辺のところは確認をしてあるのかどうか。要するに泉源所有者の後々のメンテの関係で、どのような話し合いがされていたのか、その辺がちょっと気になったので今お尋ねするわけなんですけれども、どうなんですかね、その辺は。

建設部長 篠原 明博 君

当時の状況からはなかなか私も当時どういう状況か分からないんですが、現状においてあいうかたちで泉源を個人所有地としてお持ちですし、そういうのを使われているわけですので、将来に渡って何らかのかたちで作業されることも想定されると思います。そういったときには、偶然にも今回歩道橋、人道橋でございますので、その下の空間については何らかのかたちの協議をし、支障のないかたちで占用供用を行いながら作業をすることが可能ではないかと考えております。

委員 厚地 覺 君

この橋は耐用年数は 50 年ということで造られたそうですけれども。いろいろと泉源もあるし、蒸気の関係でとてもそういうふうには見えないわけなんですけれども、仮に、今後これを維持するためには毎年どのくらいの経費が必要なのか。それとまたこれは加重が何トンまで、人間がどれくらい乗れるのか、通行できるのか、いっぺんにですね。その辺をちょっと、加重の問題をちょっとお伺いします。

建設部長 篠原 明博 君

一点目の毎年のメンテナンスの費用がいくらかということだろうと思いますが、昨年一応全面改修をいたしまして、本体のボンゴシ材のところも全て補修し、取り付けのデッキも新たな木材ですべてやり換えました。それで、今後やはりこの橋梁の維持管理をするにあたりましては、今策定をしております長寿命化の修繕計画の中に位置付けて、今後こういった形の補修が必要かというのを年次的にびしゃっと抑えて、その範囲内でやはり毎年そういった補修費を計上してやらないと、さっきおっしゃったように耐用年数というのが非常に短くなるということですので。現在のところ来年、平成 24 年度で数字的なものはあげておりませんが、今後は長寿命化の中でどういうところにこういった金を計上してやらないといけないという方向も出てまいりますので、それに基づいて年次計画予算を組んでいかないといけないと思っております。それから、設計荷重については当時の設計書をちょっと確認しないと。ちょっとお待ちください。ちょっと設計荷重についてはちょっと時間をいただいて分

かり次第報告させていただきます。すみません。

委員 厚地 覺 君

22年度、23年度で補修工事をやっているわけですがけれども、これは総事業費がどれくらいで2年間でかかったものですか。

土木課主幹 久徳 重喜 君

2年間で約6,834万です。そのうち補助金のほうで約50%が出ています。

建設部長 篠原 明博 君

今ここにある資料の中にその設計荷重というのが載っていないものですから、歩道橋というのは確かなんですが、6トンないし、いろいろあると思います。そこ辺の確実な数字をちょっと大至急調べて報告いたすようにいたします。

委員長 池田 綱雄 君

後ほどじゃあ説明をお願いします。ほかに質疑はありませんか。（「なし」との声あり）ないようでしたらこれで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。委員の皆さまはそのままお待ちください。

【休憩 午後1時45分】

【休憩 午後1時54分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。次に議案第77号霧島市景観条例の制定についてを議題とします。議案第77号については、本定例会中に先進地視察を予定しておりましたが、日程の調整が難しいです。どのようにいたしましょうか。

委員 厚地 覺 君

日程の調整もですがけれども、この前から審議していないわけですから、継続にしたほうがいいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今厚地委員より継続審査の申出はありました。委員の皆さまにお諮りします。議案第77号については、継続審査とすることでよろしいですか。（「なし」との声あり）ご異議なしと認めます。それでは議案第77号は継続審査とします。ここでしばらく休憩します。

【休憩 午後1時55分】

【休憩 午後2時15分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの厚地委員の質問に対しての答弁をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

先ほどは大変失礼いたしました。設計荷重でございますが、確認をいたしましたところ、設計荷重は群集加重という言い方で、人が集合体としての加重で1㎡当たり500

kgで設計がしてございます。あくまでも人道橋というかたちでございます。

委員長 池田 綱雄 君

これより自由討議に入ります。議案第6号霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について討議に入ります。ほかに討議はありませんか。討議なしと認めます。次に、議案第7号霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について討議に入ります。討議はありませんか。（「なし」との声あり）討議なしと認めます。次に、議案第8号霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について討議に入ります。討議はありませんか。（「なし」との声あり）討議なしと認めます。次に、議案第13号市道路線の認定について討議に入ります。討議はありませんか。（「なし」との声あり）討議なしと認めます。次に、陳情第3号都市計画区域指定（溝辺地区）に反対する陳情書の討議に入ります。討議はありませんか。

委員 宮内 博 君

今日、陳情書の提出者からご意見をお聞きしたところでありますが、その後の審査で明らかになったことは、その執行部のほうの方向性が不明確な中で説明会であったということが、しかも2回それが行われていたということ。そして、その後ここ1、2週間の間に都市計画税の課税エリア等も含めたそういう議論がなされてきているというようなこと等が分かったんです。ただ審査の中で、私自身確認をいたしましたけれども、やはりこれまで合併によって、特に国保税などのこの負担というのが一番低かった、そういう旧溝辺地区の方たちへの新たな負担ということに対する大きな問題提起の一つだろうと私は受け止めたところでございました。ですから、そういう背景を持って提出をされたということでもありますので、そのことは十分重く受け止める必要があるんじゃないのかなと思ったところです。もう一つは、陳情書の中の本文の（5）のところに記載している分についてでありますけれども、一番の大元は今回新たに都市計画区域として設定をされようとしている区域について、それを取止めてもらいたいということが重点的なんですね。そういう思いで提出されたということでありましたので。その内容について（5）の内容については、ただ税負担が新たに生じるということについては当然認められないというようなかたちでこの（5）のところも含めているのかなと私自身は汲み取ったわけですが。そういう思いが共通できれば採択できる内容なのかなと思います。新しい区域については課税しないということははっきり回答なさりました、執行部のほうも。

委員長 池田 綱雄 君

ほかに討議はありませんか。（「なし」との声あり）ないようですので、これで自由討議を終了します。これより議案処理に入ります。議案第6号霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」との声あり）討論なしと認めます。採決します。議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「なし」との声

あり) ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第7号霧島市営単独住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」との声あり) 討論なしと認めます。採決します。議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。(「なし」との声あり) ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第8号霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」との声あり) 討論なしと認めます。採決します。議案第8号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議はありませんか。(「なし」との声あり) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第13号市道路線の認定についての討論に入ります。討論はありませんか。(「なし」との声あり) 討論なしと認めます。採決します。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議はありませんか。(「なし」との声あり) ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に陳情第3号都市計画区域指定(溝辺地区)に反対する陳情書の討論に入ります。討論はありませんか。

委員 宮内 博 君

先ほど自由討議の中で申し上げましたけれども、基本的には先ほど申し上げたような内容に限ると思います。今回出されました陳情書につきましては、新しい都市計画決定がなされようとしているところについては課税は検討していないということなどが執行部のほうとのやり取りの中で明らかになっているところです。本陳情書の主体的な思いというのは、そのところが非常に強いのではないのかなと思いますので、本陳情書を採択すべきだということを申し上げておきたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。(「なし」との声あり) 討論を終わります。採決します。陳情第3号については、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者3名、賛成少数と認めます。したがって、陳情第3号は不採択すべきものと決定しました。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。(「なし」との声あり) お諮りします。本日の委員会報告書及び委員長報告書の調製については、委員長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。(「なし」との声あり) ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。次に、閉会中の所管事務調査については、項目を建設行政について及び水道行政についてとし提出しておくこととよろしいでしょうか。(「はい」という声あり) それではそのようにさせていただきます。

きます。ほかにありませんか。

委員 宮内 博 君

所管事務調査については下水道を付け加えておいてください。

委員長 池田 綱雄 君

分かりました。所管事務調査について、建設行政及び水道行政、下水道を加えて提出しておきたいと思います。ほかにありませんか。（「なし」との声あり）ないようですので、以上で本日の日程は全て終了しました。これで建設水道常任委員会を閉会します。

【閉会 午後2時26分】

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長